

令和8年度広報やまがた広告掲載取扱事業者公募要項

山形市では、市の財源を確保することにより市民サービスの向上を図るとともに、地域経済の活性化に資するため、広報やまがたに民間企業等の広告を掲載することとしています。

広報やまがたの広告の掲載枠を市から買い取り、広告を掲載する事業者（以下「広告掲載取扱事業者」という。）を選定するため、次のとおり公募します。

1 業務名

広報やまがた広告掲載業務

2 業務内容

広報やまがた令和8年5月から令和9年4月までの毎月号（1月号を除く。）の計11号分の広告の掲載枠を、市から買い取り、買い取った事業者が広告を掲載する。

3 スケジュール

（1）入札参加申込の受付	令和7年12月22日（月）～令和8年1月16日（金）
（2）公募に関する質問の受付	令和7年12月22日（月）～令和8年1月9日（金）
（3）質問に対する回答公開	令和8年1月14日（水）
（4）入札参加資格者の審査結果通知	令和8年1月30日（金）
（5）入札及び開札	令和8年2月9日（月）

4 入札参加要件

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生又は再生手続を行っていないこと。
- （3）山形市から指名停止措置又は不利益処分を受けていないこと。
- （4）市税その他の租税を滞納していないこと。
- （5）役員等（役員又は支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（山形市暴力団排除条例（平成23年12月13日条例第25号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団員等（山形市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）でないこと。
- （6）暴力団（山形市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していないこと。
- （7）役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等していないこと。
- （8）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していないこと。
- （9）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- （10）過去5年間（令和3年度から令和7年度）において、国又は地方公共団体その他公共団体の委託を受け、本業務と同種又は類似の業務について履行したことがあること

5 最低価格

3, 573, 900円（税込）

6 本公募に関する質問の受付及び回答

別紙「想定されるご質問への回答」をご一読の上ご質問お願いします。

（1）質問受付期限

令和8年1月9日（金）午後5時（必着）

（2）質問書の提出方法・提出先

質問書（様式第1号）を電子メールで総務部広報課広報係に送付してください。その際、件名を「広報やまがた広告掲載取扱事業者公募に関する質問」としてください。

広報課メールアドレス：kouhou@city.yamagata-yamagata.lg.jp

（3）質問に対する回答日及び回答方法

令和8年1月14日（水）に市公式ホームページに質問と回答を掲載します。

7 参加申込手続き

（1）参加申込受付期限

令和8年1月16日（金）午後5時（必着）

（2）提出が必要な書類

ア 公募型指名競争入札参加資格確認申請書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 過去5年間（令和3年度から令和7年度）において、国又は地方公共団体その他公共団体の委託を受け、本業務と同種又は類似の業務について履行したことを証明する書類（契約書及び仕様書等の写し）

エ 納税を証明する書類

① 山形市税の未納がないことがわかる資料（証明書等）（市内に事業所等を有する場合）

② 法人税を納税したことがわかる資料（証明書等）（直近1年分）

③ 消費税及び地方消費税を納税したことがわかる資料（証明書等）（直近1年分）

オ 登記事項証明書（法人登記簿謄本）（発行後3か月以内のものに限る。）

カ 印鑑証明書

※ エからカについては、「山形市競争入札参加資格者名簿（物品・業務委託）」又は「山形市競争入札参加資格者名簿（建設工事、測量・建設コンサルタント等）」に登録されている場合は、省略することができます。

（3）参加申込書等の提出方法・提出先

参加申込に必要な書類各1部を、直接又は郵送で、総務部広報課広報係に提出してください。

直接持参する場合は、平日の午前8時30分から午後5時までの受付とします。郵送の場合は、受付期限までに到着したものを有効とします。また、封筒の表面に「広報やまがた広告掲載業務 入札参加資格確認申請書在中」と赤字で記載してください。

8 指名（非指名）通知

提出書類により入札参加資格を審査し、結果について令和8年1月30日（金）までにメールします。

9 広告掲載取扱事業者の選定方法

公募型指名競争入札により決定することとします。

10 入札

（1）入札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月9日（月） 午後2時半開始（予定）

※受付は、午後2時～午後2時25分（時間厳守）

イ 場所

山形市役所11階 入札室

ウ 受付

山形市役所11階 入札室

受付に、「入札参加資格の確認結果について（通知）」を提出してください。

入札保証金は免除します。

（2）入札上の注意

ア 入札参加者は、上記の日時、場所に本人が出席して入札書を提出することとなります。

ただし、入札参加者は、代理人（以下「入札代理人」という。）を選任して入札書（様式第4号）の提出又は開札に立ち合わせることができます。この場合、入札代理人はその旨の委任状（様式第5号）を提出し、山形市の確認を受けることとなります。

イ 入札参加者又は入札代理人は、本件入札に対する他の入札参加者の代理をすることができません。

ウ 入札参加者又は入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず書き換え、引き替え又は撤回することができません。

エ 入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができます。この場合において、入札のために要した費用を山形市に請求することはできません。

オ 次の入札は、無効となります。

- ・入札に参加する資格のない者が行った入札
- ・所定の入札書によらない入札
- ・郵便による入札
- ・委任状を持参しない代理人がした入札
- ・同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ・提出書類等に虚偽の記載をした者が行った入札
- ・入札参加者の記名押印がない入札

- ・金額を訂正した入札
 - ・押印省略時の責任者等の記載を欠く入札
 - ・最低価格に達しない価格の入札
 - ・誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - ・鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具により記入した入札
 - ・明らかに不適正と認められる入札
 - ・同一の入札参加者が2以上の入札を行った場合のそのいずれもの入札
 - ・その他入札に関する指定事項や条件に違反した入札
- カ 任意の封筒の表面に「入札書」の文字、案件名、住所及び氏名を記載し、入札書を入れて封をします。

(3) その他注意事項

- ア 受付をされないと入札には参加できません。また、入札者以外の入札会場への入室はお断りいたします。
- イ 入札開始時間をもって入札会場を閉鎖し、以後の入場は認めませんので、お早めにご来場ください。
- ウ 入札参加状況等に関する事前の問い合わせにはお答えできませんので、予めご了承ください。

1 1 開札

開札は、入札締切り後、直ちに入札者立ち会いの下に行います。入札者が立ち会わないとときは、当該入札事務に関係のない市職員が代わりに立ち会うことになります。

1 2 広告取扱事業者の決定

(1) 決定方法

入札を行った者のうち、最低価格以上で最高価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札となるべき同一価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者による抽選を行い、落札者を決定します。

(2) 契約の締結

広告取扱事業者の決定後、速やかに契約書を取り交わすものとします。

1 3 広報やまがたに掲載する広告等の仕様

(1) 広告枠の規格等

ア サイズ

広報やまがた（A4版・16～20ページ・綴じ穴右2穴）の裏表紙：縦265mm
× 横170mm

※広告枠に「広告」と表示すること

イ 色

4色刷り（カラー）

ウ 発行部数

1号当たり約104,000部（変動あり）

エ 配布対象

市内各世帯および配布を希望する事業所

(2) 広告の発行回数

11号分とする。ただし、発行回数が変更になる場合があります。変更になった場合は、両者協議の上、変更契約をすることとします。

(3) 広告の内容等

ア 掲載できる広告の内容

広報やまがた広告掲載要綱によるものとします。

イ 広告枠

1面当たり最大8枠まで分割できることとし、2回以上連続して掲載することも可能とする。ただし、やむを得ない事由により上記による掲載ができない場合は、事前に市の承諾を得るものとします。

(4) 広告原稿の提出期限

原則、広報やまがたの発行日のおよそ30日前までに、掲載しようとする広告の原稿を市に提出するものとします。

(5) 完全原稿（電子データ）の納入

原則、広報やまがたの発行日のおよそ17日前までに、掲載しようとする広告の完全原稿（電子データ）を市に納入するものとする。

(6) 契約の内容

11号分の広告の掲載枠を広告取扱業者に売り渡す内容とする。したがって、契約金の支払いに当たっては、広告掲載の有無を問わない。

(7) 契約金の納入

11回の分割払いとし、令和8年4月から毎月末に、市が指定する口座に振り込むものとします。

(8) その他

広告取扱事業者の営業方法及び掲載した広告等について市へ苦情等があった場合、市と協議の上、真摯に対応することとします。

14 その他

(1) 本件指名競争入札の執行に当たっては、法令並び本市の条例及び規則等に定めるところによるもののほか、この要領によるものとします。

(2) 申し込み及び入札参加に要する費用は、入札参加希望者の負担とします。

15 問い合わせ先

〒990-8540 山形市旅籠町2-3-25

山形市総務部広報課広報係

TEL 023-641-1212 (内線229)

FAX 023-641-2535

E-mail kouhou@city.yamagata-yamagata.lg.jp

想定されるご質問への回答

件名	内容	回答
公募型指名競争入札参加資格確認申請書について	公募型指名競争入札参加資格確認申請書の日付は、記入日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
公募型指名競争入札参加資格確認申請書について	押印は必要でしょうか。	不要です。
入札書について	入札書の日付は、入札日でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
公募型指名競争入札参加資格確認申請書の郵送について	公募型指名競争入札参加資格確認申請書郵送の際、書留など指定はございませんでしょうか。	郵送方法の指定は特にありませんが、令和8年1月16日(金)午後5時必着としておりますのでご注意ください。
入札書を封入する封筒について	入札書について、封筒に割り印は必要でしょうか。	不要です。「07_入札書封筒(見本)」を参考に作成してください。